

財務省告示第四百四十号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵 省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平 成十七年十一月二十一日に発行する利付国債の発 行条件等を次のとおり告示する。	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額
	利付国庫債券（十年）（第二百 七十三回）	平成十七年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十七年法律第 十九号）第二条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条ノ二	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	を目的として組織され及び引受け の間に国債の募集の取扱い及び 引受けに関する契約を締結する 方法による発行	額面金額で一兆九千億円 うち平成十七年度における財 政運営のための公債の発行の特 例等に関する法律第二条第一項

財務大臣 谷垣 禎一





十 十  
九 八

払 募 払  
込 集 場  
期 期 所  
日 間

平 十 平  
成 七 成  
十 年 十  
七 十 七  
年 一 年  
十 月 十  
一 十 一  
月 五 月  
二 日 四  
十 日 日  
一 日 以  
日 下 平  
成